

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト 審査・表彰委員会設置要綱

1 目的

この要綱は、石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト（以下、「技能コンテスト」という。）における大臣表彰の対象を決定するために設置する「石油コンビナートにおける自衛防災組織の技能コンテスト審査・表彰委員会」（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

2 委員会の組織

委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 消防庁長官
- (2) 消防庁次長
- (3) 消防庁国民保護・防災部長
- (4) 消防庁審議官
- (5) 消防庁特殊災害室長

3 委員会の開催

- (1) 委員会は技能コンテスト終了後、速やかに開催する。
- (2) 委員会は消防庁において開催する。
- (3) 委員長は消防庁長官とする。
- (4) 委員会は非公開とする。
- (5) 委員長は必要に応じ技能コンテストの審査者の出席を求めることができる。

4 表彰対象の決定

- (1) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領（以下、「審査要領」という。）に規定する「行動審査点」及び「計時審査点」の合計点の多い順に審査リストを作成する。この場合において、同点の場合は、審査要領における行動審査の審査項目 5 項目のうち、(ア)の項目の合計点の多いものを審査リストの上位とする。なお、これでも同点の場合は(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の項目の順に合計点を比較することとする。
- (2) 前記(1)を踏まえ、委員会において、審査リスト、審査票及び記録したビデオを確認し、最優秀賞（1 組織）及び優秀賞（4 組織）を決定する。

5 庶務

この要綱に関する事務は、消防庁特殊災害室において処理するものとする。

6 この要綱は平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

この要綱は平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 6 月 7 日から施行する。